

# 危機管理型水位計の整備

## 〈取組60〉危機管理型水位計配置計画に基づいて順次整備 【H30年度から順次実施：近畿地整、滋賀県】

国管理河川では各水位計が長い区間を受け持ち、集落や氾濫ブロック単位で「氾濫の危険度」を直接的には把握できなかった。中小河川では水位計の設置が進んでおらず、洪水時における河川水位等の現況把握が困難であった。

⇒洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計を開発することで、これまで水位計の無かった河川や地先レベルでのきめ細やかな水位把握が必要な河川への水位計の普及を促進し、水位観測網の充実を図る。

### 危機管理型水位計の概要

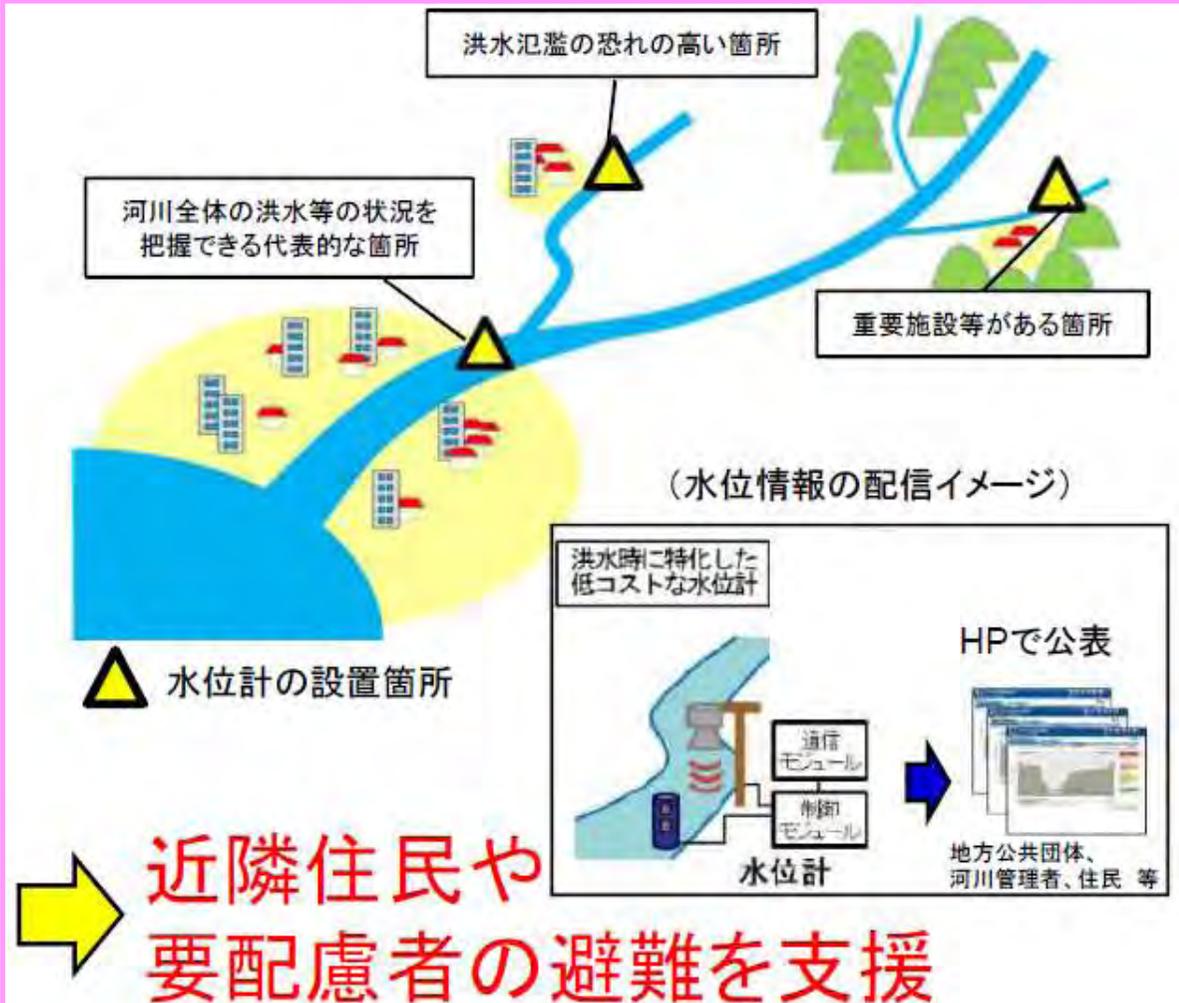
洪水時の水位観測に特化した小型で低コストの水位計

- ※従来型の1/10以下のコスト(100万円/台以下)
- ※長期間メンテナンスフリー(無給電5年以上稼働)



危機管理型水位計の設置事例

### 危機管理型水位計の活用イメージ

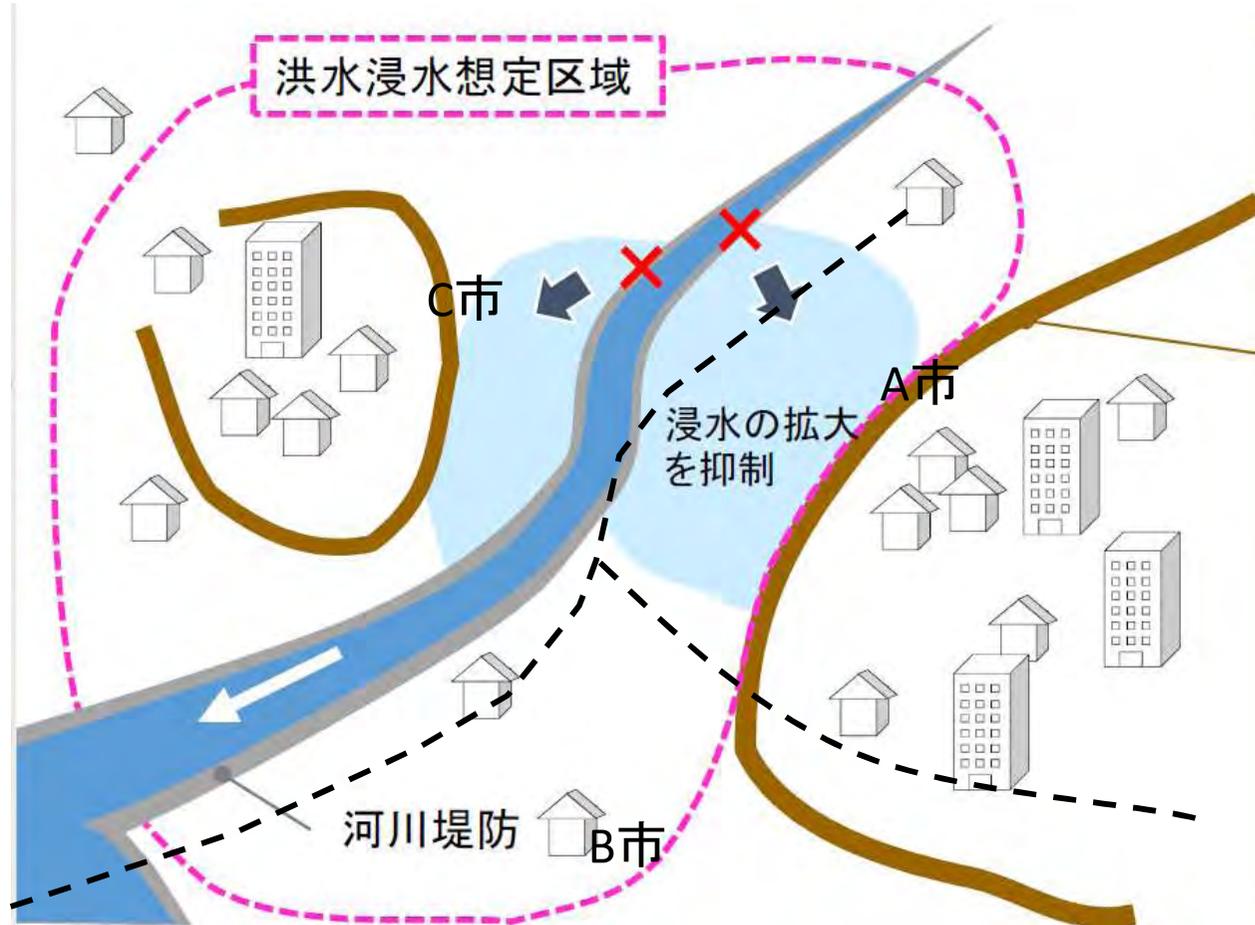


# 浸水被害軽減地区の指定

<取組37>浸水被害軽減地区を指定する際に参考となる土地に係る情報提供 【H30年度から順次実施：近畿地整、滋賀県】

<取組38>水防管理者による浸水被害軽減地区の指定及び複数市に影響がある地区の課題共有と、連携した指定

【H30年度から順次実施：近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市】



## ■輪中堤等の盛土構造物

:歴史的に形成された輪中堤やその跡地といった帯状の盛土構造物

## ■自然堤防

:河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲より高くなった帯状の土地



# 水害リスクの公表

- <取組5> 県管理河川における想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域の公表  
日野川、琵琶湖【H30年度：滋賀県】、草津川【H31年度：滋賀県】
- <取組6> 「地先の安全度マップ」の更新・公表【H31年度：滋賀県】

# ハザードマップの作成・周知

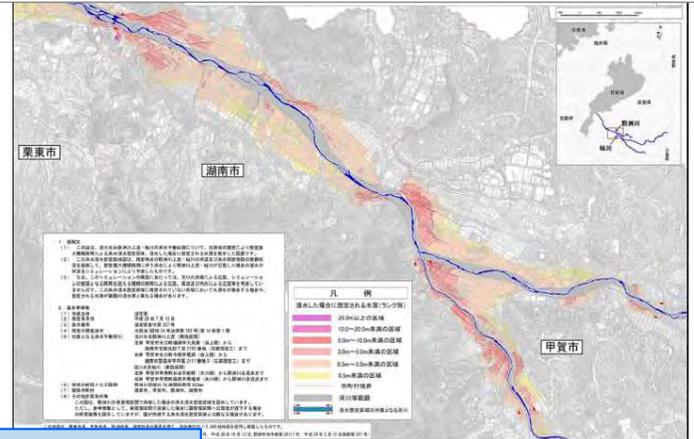
- <取組8> 想定最大規模の洪水浸水想定区域を考慮したハザードマップの更新（避難経路の追加等）および周知【H29年度から順次実施：近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市】

## 水害リスク

### 現在公表している水害リスク

- 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)：野洲川、杣川
- " (計画規模)：日野川、草津川、琵琶湖
- 地先の安全度マップ(10年、100年、200年確率降雨)

野洲川上流・杣川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨)

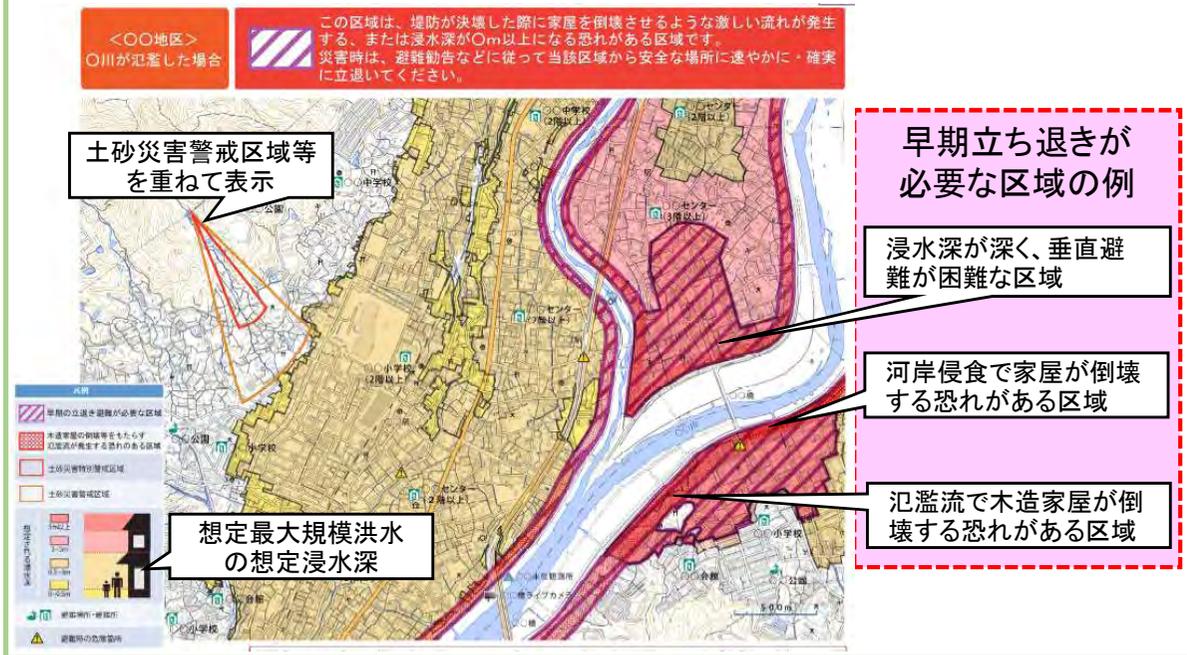


### 今後の公表予定

- 平成30年度
- 浸水想定区域図(想定最大規模)：日野川、琵琶湖
- 平成31年度
- 浸水想定区域図(想定最大規模)：草津川
- 地先の安全度マップの更新

想定最大規模洪水の浸水想定区域図の作成、地先の安全度マップの更新に合わせ、洪水浸水想定区域図の浸水深に加え、早期の立ち退き避難が必要な区域、中小河川・内水氾濫の浸水深一元的に表示するなど、住民目線のハザードマップの更新、周知

### 「早期の立ち退き避難が必要な区域」を強調して表示した例



出典：水害ハザードマップ作成の手引き(平成28年4月)



# 水防活動支援のための情報公開、情報共有

## <取組35>重要水防箇所について5ヶ年点検計画を作成し、河川管理者と関係市により共同点検（県管理河川）

【H33年度：草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、滋賀県】

### 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

| 実施する施策                  | これまでの取組(平成29年6月まで)   | 今後の進め方及び数値目標等 |
|-------------------------|--|---------------|
| <b>(3)的確な水防活動のための取組</b> |  |               |
| <b>①水防体制の強化に関する事項</b>   |  |               |
| ・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認   | 【国管理河川】<br>・平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知。<br>【国・都道府県管理河川共通】<br>・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。 |               |

#### 緊急行動計画(共同点検)における甲賀土木管内の取組み(案)

##### 【点検概要】

平成29年6月に改正された水防法や緊急行動計画に基づき、次期出水期までに「法定協議会を設け」「地域の取組方針を作成」する予定としているが、緊急行動計画の一つに「重要水防箇所の見直し及び水防資機材確認」として、「出水期前に重要水防箇所や水防資機材等を共同点検」が示されていることから、河川管理者である県と管内の基礎自治体である甲賀市、湖南市とで共同で点検を行う。

##### 【点検対象】

管内の一級河川のうち、以下の箇所を点検対象とする。おおよそ5ヶ年で網羅することを目標とする。

- ① 「平成29年度 滋賀県水防区域図」で「特に重要な水防区域Aランク」の該当箇所
- ② 平成25年度以降に台風で被災し、災害復旧工事を実施した箇所。
- ③ その他、県や市で選定した箇所。

なお、水防資材については、県と市各自で点検を行い、リスト等を作成して共有することで、保有している水防資材の情報を共有することとする。

##### 【点検内容】

試行として「堤防及び護岸点検結果評価要領(案)平成27年3月 国土交通省水管理・国土保全局」の別紙2を使用することとする。

緊急行動計画に伴い、県管理河川においても重要水防箇所の共同点検を実施予定  
共同点検実施例(琵琶湖河川事務所)

#### 堤防点検状況等 対象河川：淀川水系野洲川

##### 点検実施日

1. 湖南市 平成27年12月25日(金)
2. 守山市 平成28年1月5日(火)
3. 栗東市 平成28年1月6日(水)
4. 野洲市 平成28年1月25日(月)

重要水防箇所の主な箇所を共同で点検



1.野洲川左岸13.2k付近 実施場所：湖南市



2.野洲川右岸4.0k付近 実施場所：守山市



3.野洲川左岸12.0k付近 実施場所：栗東市



4.野洲川右岸11.6k付近 実施場所：野洲市

近畿地方整備局HP掲載資料より

# ハード対策の主な取組（県管理河川、土砂災害防止施設）

<取組54> 「滋賀県河川整備5ヶ年計画（平成26年3月）」に基づく県管理河川の改修および堤防強化【引き続き実施：滋賀県】

<取組57> 「南部土木事務所管内維持管理計画」、「甲賀土木事務所管内維持管理計画」に基づく維持管理を実施

【引き続き実施：滋賀県】

